

## 携帯電話型緊急通報装置のモニターを募集します

市では、65歳以上のひとり暮らしの方等を対象に、緊急時に24時間対応の受信センターに連絡できる固定電話回線を利用した緊急通報装置の貸与を実施していますが、近年は自宅に固定電話がない世帯も増加しています。このため、固定電話がない方も利用できる携帯電話型の緊急通報装置の導入について検討するため、試験的に利用していただくモニターを募集します。

携帯電話型緊急通報装置は簡単な操作で使用でき、緊急時の連絡のほか、平常時でも健康・医療について受信センターの看護師等に相談することができます。

申込手続き等、詳しくは、市介護福祉課までお問い合わせください。

なお、固定電話回線を利用する据置型の緊急通報装置は引き続き募集しています。

【募集人数】 10名程度

※予定人数に達した場合は、募集を終了します。

【対象者】

65歳以上のひとり暮らしの方または65歳以上の方のみで構成される世帯(モニターは世帯のうち1名に限ります。)

※緊急時連絡先(協力員)として、別世帯のご家族やご近所の方を登録する必要があります。なお、緊急通報時に協力員がかけつけることができない場合は、受信センターから連絡を受けた警備会社等が訪問する場合があります。

【モニター期間】 令和5年3月31日(金)まで

※月1回程度、市が委託する受信センターから健康状態等の確認の連絡があります。また2月頃に実施予定のアンケートにご協力いただきます。

【費用負担】 無料

※機器の利用に係る電気代等は自己負担。

【申込・お問い合わせ先】

市介護福祉課(市役所1階⑧番窓口)

☎32・3507/FAX35・0272

Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.

i-tokushima.jp

## 令和4年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への支援措置である住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行っています。対象となる方には、確認書を送付していますので、確認書に記載されている期日までに、ご返送ください。

また、住民税非課税世帯に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税水準以下となる家計急変世帯も給付金の支給対象となります。家計急変世帯に対する給付金の申請受付期間は9月30日(金)までです。

なお、令和3年度住民税非課税世帯または家計急変世帯のいずれかの給付金を既に受給された世帯は、今回の支給対象とはなりません。

詳しくは、市ホームページまたは臨時特別給付金担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

◎市臨時特別給付金担当 ☎38・7007 FAX32・3738

Mail:kyufukin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

◎内閣府コールセンター ☎0120・526・145

